

「のれん」の取扱いに関する近時の改正

本では企業に関する多数の法令が改正され、これによりM&Aや企業統治といった多くの企業活動上の重要な領域において企業の選択肢が増え、柔軟性が高まった。また、重要な点としてM&A取引における「のれん」(営業権)の概念も変更された。以下ではかかるのれんの概念の変更につき検討を加えることとしたい。



中村 慎二
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

概要

2006年5月1日に施行された会社法(以下「会社法」)により、企業取引は大きく進展する。会社法により、企業統治に関する事項、株式の種類、剰余金の分配等、企業組織の仕組みに関する従来の枠組みは大きく緩和され、企業経営の効率化および柔軟化に寄与すると思われる。また、会社法においては合併、株式交換等の企業結合が容易となる。この会社法の施行により、長年にわたり会社関係の全般的事項を規律していた旧商法の規定の大半は廃止されることになった。

さらに会社法の導入に伴い、多くの会計基準・実務指針が、金融庁の企業会計審議会および民間組織である企業会計基準委員会から公表されている。最も重要な点は、企業結合に関する包括的な会計上のルール(併せて「企業結合会計基準等」)が具体化した点である。企業結合会計基準等には、「企業結合に係る会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」が含まれる。これらにより、日本企業の企業結合(注1)に関する財務報告の透明性と質が向上すると思われる。

本稿では、これらの新しい枠組みにおける企業結合の要素の一つである「のれん」(営業権)に焦点を当てて論じる。日本におけるのれんの特徴は、これらの新しいルールにおいて明確化されたものの、その概念は若干変更されている。また、今後ののれんの取扱いは、多くの重要な点において、海外の実務における取扱いと相違することになる。

のれん概念-「超過収益」か「差額」か

商法におけるのれんの意義

のれんの意義は旧商法上明示的には定められていなかった。昭和51年7月13日の最高裁判所判決では、営業権を「他の企業を上回る企業取

益を獲得することができる無形の財産的価値を有する事実関係」と判示しており、一般には、のれんとはある会社または事業が有する無形の「超過収益力」とであると理解されている。のれん自体は法律上の権利ではないが、経済的価値を有するため、商法上無形固定資産として貸借対照表に計上することが要求されていた。のれんは、会社が(営業譲受や吸収分割により)事業を買収した場合、または他の会社を吸収合併した場合に、計算書類(個別財務諸表)上認識されることになる。商法上自己創設したのれんの計上は禁止されていた。

のれんの測定方法

商法では、のれんをどのように測定すべきかについては規定されていなかった。

上記ののれんの意義に則して考えれば、のれんの価値は、会社の「超過収益性」として表されなければならない。よって、理論的には、のれんは適当な資本還元率を用いて、超過収益を資本還元して計

算することになる(「超過収益法」)。単純なモデルを考えると、のれんは以下のように計算できる。

- (i) 超過収益 = 利益 - (正味)事業資産 × 正常利益率 [通常は当該業界における平均的な利益率]
- (ii) のれん = 超過収益 ÷ 資本還元率 [通常は正常利益率を考慮して決定]

会計理論上、この考え方は「超過利益説」と呼ばれる。これに対して、「差額説」という考え方もあり、これは、のれんは企業価値と資産・負債の価値の差額に相当するという考え方である。いわゆるDCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)はこの差額説に近い考え方である。DCF法によれば、同額のフリー・キャッシュ・フローが将来永久に見込まれる場合を想定すると、のれんは以下のように計算できる。

- (i) 企業価値 = フリー・キャッシュ・フロー ÷ 割引率 [通常は加重平均資本コスト(WACC)が利用される]
- (ii) のれん = 企業価値 - 資産・負債

基本的には、差額説に基づいて計算されたのれんの金額は、超過利益説の観点からも妥当といえたのではないと思われる。差額説の考え方は、上記の裁判例と厳密には整合せず、また商法はいかなる会計理論よりも優先していたため、DCF法に基づいて計算されたのれんの金額は、超過利益説によって計算された金額との乖離が著しくない限りは、商法上も妥当な金額といえた。この点において、差額説は会計理論上の通説ではなかったと考えられる。

日本におけるのれんの取扱いの不明瞭性

これに対して米国の会計基準では、のれんは「買収した事業体の価額が取得した資産および引き受けた負債に割り振った金額の純額を超過する部分」(Statement of Financial Accounting Standards (FAS) No. 141 “Business Combinations”) と定義されており、差額説が採用されている。国際財務報告基準(IFRS)も同様の考え方に立脚している(IFRS No.3 “Business Combinations”)。

さらに、日本でも連結の観点では、いわゆる資本連結を行う際に生じるのれん(従来の連結調整勘定)には差額説が採用されている。つまり、連結仕訳において、親会社の投資とこれに対応する時価による子会社の資本勘定が相殺消去されるが、親会社が子会社の買収時にプレミアムを支払っていた場合には差異が生じる。この差異は、最終的には連結財務諸表原則に従い、連結上はのれんとして扱うことになる(下記事例1を参照)。

<事例1>

P社は現金50を支払ってS社の株式の100%を取得した。

貸借対照表 P社			
現金	50	純資産	50

S社 (簿価/ (時価))			
資産	50/(70)	負債	30/(40)
		純資産	20/(30)

株式取得後のP社の個別貸借対照表は以下のようになる。

貸借対照表 P社			
S社株式	50	純資産	50

個別財務諸表上は、のれんが計上されないが、連結されると、S社の時価純資産(30)がP社の投資(50)と相殺消去される。超過額20は、S社の潜在的な期待収益力によるものと考え、一種ののれんとして認識される。こののれんは「連結調整勘定」を意味し、商法の5年内償却の規制対象とはならない。

連結貸借対照表 P社			
資産	70	負債	40
連結調整勘定	20	純資産	50

旧商法は連結によって生じた連結調整勘定には適用がなかったため、連結上ののれんにあたる連結調整勘定は、旧商法に基づく計算書類(個別財務諸表)の会計処理において通説であった超過利益説の影響を受けなかった。

さらに、旧商法上ののれんは5年内の期間に均等額以上を償却する必要があったが、連結会計に関する基準によれば、連結時に発生するのれん(従来の連結調整勘定)は20年以内に償却されることになる。

よって、個別財務諸表上ののれんと連結財務諸表上ののれん(従来の連結調整勘定)の取扱いは、一貫していない。

会社法および企業結合会計基準等におけるのれんの意義

この問題は、会社法および企業結合会計基準等において解決されたように思われる。

第一に、のれんの償却期間に関しては、会社法に関する法務省令である会社計算規則では、単純に償却すべき資産は相当の償却をしなければならない旨が規定されているにすぎない(注2)。一般に、のれんは、償却をしなければならない資産に該当すると考えられている。しかし、当該規則には、のれんの償却期間に関する定めがない。新しい会社法は、会計事項に関してはその時点の会計慣行に従うように起草されているといわれている(注3)。これに対して、新しい企業結合会計基準等では、のれんは、連結上も個別上も20年以内にわたり償却されることになる。

第二に、のれんの概念に関しては、会社計算規則においてはのれんの定義がないものの、のれんの認識が認められる場合を、利用される企業結合の類型に応じて定めている。これらの規定の大半において、のれんは一方当事者により支払われた企業結合の対価と相手方当事者の資本勘定相当額との差額として述べられている(例えば第13条および第17条)。企業結合会計基準等においては「のれんとは、被取得企業又は取得した事業の取得価額が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額」と定義され、差額説が明確に採用されている。

このことから、差額説が連結上も個別上も一律に採用されたことになり、そのため、事業譲渡を含めた企業結合全般において、DCF法が一層利用されることになると思われる。

剰余金分配制限の対象となるのれん

これらの改正により、のれんは従来の超過利益説という独自の経済的価値を有する別個の資産というよりも、単なる差額にすぎなくなってきた。

このことから、収益獲得資産としてののれんの概念の重要性が弱まり、企業結合の結果、のれんが計上される場合が増えることになる。そのため、今後はのれんが会社の貸借対照表に占める割合がより大きくなることがある。

従来の商法は、健全な利益配当を重視する立場から資産の計上に関して保守的な考え方を採用していたが、新しい会社法は、資産の計上に関して会計慣行とは別個の立場を特に採用しているわけではない。そのため、いかなる資産が貸借対照表に計上され、いかなる資産が会社法上の分配可能な剰余金を構成するかという問題は、大部分が会計慣行に委ねられている。しかし、多額ののれんが計上され、それが配当の基礎となっている場合には、本当にこうした配当が会社の実在資産の裏付けを得たものであるといえるかは極めて疑わしい。

こうした懸念から、会社計算規則においては、のれんの一部は分配可能な剰余金の金額、つまり株主に分配できる最大額を計算するうえで控除される(注4)。そのため、剰余金分配の問題により、今後会社法上ののれんの一部は分配原資として取り扱われなくなる。

M&Aにおけるのれんの統一的取扱い

企業結合会計基準等が公表されるまでは、日本には合併に関する会計のルールは確立されていなかった。旧商法の解釈による合意事項として、合併に際して存続会社が消滅会社の資産を承継する場合に、消滅会社の資産はそれぞれ時価以下であれば任意の価額で評価できるという考え方があったにすぎない。パーチェス法または持分プーリング法のいずれを用いることも可能であり、また一部の資産を時価で評価してその他の資産を簿価で評価することも認められていた。

旧商法上は、消滅会社が債務超過会社である場合には合併が認められなかったと一般に解されている。それは、合併時に全体としてマイナスの資産の対価として新株を発行すると、存続会社が極めて害されるからであるといえる。

従来、のれんは消滅会社が資産超過となるよう調整するために計上されていた。また、合併比率の調整としてものが機能がした。合併時ののれんがこのようにして計上されてきたことからすれば、のれんの認識は極めて恣意的であったといわざるをえない。

こうした実務は、2006年4月の企業結合会計基準等の導入により、劇的に変化すると思われる。これらの会計基準等では、資産および負債を時価評価するか簿価のまま引き継ぐかは一義的に定まり、会社には、こうした資産や負債の金額を調整することによりのれんを決定する自由がない。かかる変更により、のれんに対する信頼が高まることになると思われる。

のれんの規則的償却

新しい会社法は、のれんの規則的償却に関しては何も規定していない。

企業結合会計基準等によれば、のれんを規則的償却すべき理由は以下の点にあると考えられる。

- (i) のれんの償却費と企業結合後の収益を対応させる
- (ii) のれんの償却費を控除した後の利益が企業結合後の真の利益を表示する
- (iii) のれんは時間の経過により減価する
- (iv) のれんは企業の営業上の努力により維持され、実質的には自己創設ののれんに入れ替わる
- (v) 継続的にのれんの減価部分を測定することは困難である

こうした理由により、日本の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、のれんは「規則的償却」および「減損会計による減損」の両方の適用対象となる点に注意が必要である。これに対して、米国の会計基準および国際財務報告基準ではのれんが規則的に償却されることはな

く、減損テストにより減損損失が計上されるのみである。この相違により、日本の方がより早い時期にのれんが費用化される可能性が高く、企業結合直後の事業年度は不利な影響を受けることになる。

近時、日本では、のれんを企業結合時に一括して償却できるかどうかについて議論があった。その時点で日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、この点は明らかではなかったが、多くの実務家の意見では、のれんが重要でない場合を除いて、のれんが発生した期において一括して償却することはできないと考えられていた。新しい会計基準では、のれんが金額が重要でないと考えられる場合を除き、企業結合時にのれんを償却することは認められないことが明確にされた。

持分プーリング法の適用可能性

のれんは、当該企業結合が「取得」とみなされ、当該取引がパーチェス法によって会計処理される場合に認識される。パーチェス法では、(1)取得した資産および引き受けた負債の価額の合計は、交付した対価(現金、株式等)の公正な評価額に基づき算定し、(2)当該取得価額を個々の資産および負債の公正な評価額に基づいて当該資産および負債に配分し、(3)残った部分をのれんとして計上する方法である。仮に当該取引が持分プーリング法によって会計処理される場合には、全ての資産・負債が公正な帳簿価額で引き継がれ、純資産勘定も簿価に基づいて承継されるため、のれんは認識されない(下記事例2を参照)。

パーチェス法と持分プーリング法のどちらを用いるかについて、経営者に選択権があると、経営者に利益操作を行う機会を与えることになるため、持分プーリング法は海外の多くの法域では禁止されるようになった。

しかし、海外における最近の持分プーリング法禁止の傾向にかかわらず、日本の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では、以下の3つの条件が全て満たされる場合に限り持分プーリング法が適用されることとなっている。

- (i) 企業結合に際して支払われる対価のすべてが議決権のある株式であること
- (ii) 各結合当事企業の株主が総体として保有する議決権保有比率が50:50以内(ただし上下5%以内の差異を認める)であること
- (iii) 議決権比率以外に一方当事者による支配関係を示す一定の事実が認められないこと

企業結合が対等ベースで行われ、あらゆる事情を考慮しても、一方当事者が他方当事者を取得したと認定することが不可能な状況は依然として想定し得る。こうした理由で、極めて限られた場合のみであるが、日本においては持分プーリング法が適用可能な会計処理方法として認められている。

持分プーリング法の採用に懸念が抱かれる可能性があるため、持分プーリング法の採用に際しては、上記3要件が充足されていることを慎重に確認する必要がある。特に、一方当事者が取得者に該当することがな

いかなるかの検討には特別な注意を払う必要がある。

<事例2>

S社がP社に吸収合併され、P社は時価50に相当する新株をS社の株主に対して発行する。P社はS社の株式を保有しておらず、各社の貸借対照表は事例1と同様であると仮定する。

パーチェス法では、取得価額(50)が時価純資産(30)を超過する部分のはれんとして認識される。

貸借対照表
P社(合併後)

資産 (S社分)	70	負債 (S社分)	40
現金 (P社分)	50	純資産	100
のれん	20	(P社分 50 + 新株発行分 50)	

持分プーリング法では、S社のすべての勘定が簿価によりP社に承継されるため、のれんは認識されない。

貸借対照表
P社(合併後)

資産 (S社分)	50	負債 (S社分)	30
現金 (P社分)	50	純資産	70
		(P社分 50 + S社分 20)	

グループ内企業結合

企業結合会計基準等では、共通の支配下にある会社同士の企業結合に際して移転する資産および負債は、時価ではなく簿価で計上すべき旨が定められている。これは旧商法上は明確でなかった点である。同一の連結グループ内における資産および負債の移動は連結上消去されるため、これらの取引は簿価によって計上されるのが適当である。この類型は、企業結合会計基準等においては「共通支配下の取引」として扱われている。これは持分プーリング法による会計処理と類似するが、親会社の投資額とこれに対応する子会社の資本勘定の額との間に相違がある場合等、一定の状況ではのれんが認識される場合があるので注意が必要である。

負ののれん

国際財務報告基準および米国の会計基準では、負ののれんを計上することは認められていない。かかるマイナスの差額は、資産または負債への配分の修正として配分できる場合を除き、特別利益として直ちに認識しなければならない。ところが日本では、「取得した会社または事業の取得価額」が「取得した資産および引き受けた負債に配分された純額」に満たない場合は、のれんはマイナスとなる場合がある。会社計算規則は、単に「のれんは.....(中略).....資産又は負債として計上することがで

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

アンダーソン・毛利法律事務所と友常木村法律事務所は、2005年1月1日に合併し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所となりました。合併により、より多くの業務分野において一層高度なリーガル・サービスを提供することが可能となり、M&Aやファイナンス取引、グローバル・オフリング、その他の国際的な投資案件などの超大型・複雑な取引に対応する体制を整えています。

現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所には約200名の弁護士が所属しております。当事務所の全ての弁護士は英語に堪能であり、また、パートナーおよびシニア・アソシエイトのほぼ全員が、米国、英国、オーストラリアまたは中国において、学位を取得し、研修を行っております。また、当事務所には、コモン・ロー法域における法曹資格を有する外国弁護士が10名以上、外国法事務弁護士(原資格法:米国ニューヨーク州)が1名、それぞれ所属しております。また、弁理士、中国律師も所属しております。当事務所は北京にも事務所を有しており、対中投資案件、紛争案件等を中心に、内外の依頼者に助言を行っております。

主な業務分野

- M&A
- ストラクチャード・ファイナンス
- 倒産法
- キャピタル・マーケット
- 訴訟・仲裁
- 独占禁止法および競争法規
- 金融法務
- 租税法
- 労働法
- 商事取引法務
- 知的財産権
- 中国法

〒106-6036 港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー

Tel: (813) 6888 1000 Email: info@amt-law.com Website: www.andersonmoritomotsune.com

きる。」(第11条)と規定することにより、この考え方を認めている。なお、従来の商法には負ののれんに関する規定はなかった。

企業結合会計基準等は、負ののれんの計上認められる理由として以下を掲げている

- (i) 負ののれんの発生を特定の原因に結び付けることが困難である
- (ii) 取得後短期間に費用または損失が発生することが見込まれているのであれば、特定の負債に配分することができる
- (iii) その残りの差額は、正ののれんと整合させて規則的に償却するべきである

この考え方は連結会計基準と合致する。つまり、連結上の投資と資本の相殺消去により生じたのれん(従来の連結調整勘定)が負である場合は、負ののれんは負債として計上し、正ののれんと同様に20年以内の期間にわたり償却して利益に加算していくことになる。

最後に

日本は、のれんの認識および償却に関して独自の立場に立っている。よって、日本の会社の企業結合に関する議論を行い、それを他の法域における類似の企業結合と比較する場合には、のれんの将来の効果に関して慎重に分析する必要がある。

脚注

- (注1) なお、本稿において、「企業結合」とは、企業結合会計基準等における企業結合概念と同様、合併、会社分割、株式交換等を広く含む用語として用いる。
- (注2) 会社計算規則第5条2項。
- (注3) 会社計算規則第3条参照。
- (注4) 会社計算規則第186条1号。

著者紹介

中村慎二 弁護士・公認会計士。アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアソシエイト。専門分野はディスクロージャー、証券公募案件等を含む証券法および企業法。第二東京弁護士会および日本弁護士連合会会員。東京大学法学部学士号を取得。

なお、本稿の執筆にあたりトム・ビッドウェル氏(イングランド登録弁護士、元アンダーソン・毛利・友常法律事務所の外国法アソシエイト)に多大なご協力を頂いた。ここに深く感謝の意を表したい。

Where in-house lawyers meet



Asialaw organizes many of the region's best-known legal and business events. These highly-acclaimed conferences facilitate the exchange of information and ideas between members of corporate in-house counsel and lawyers in private practice.

EVENTS CALENDAR

2nd Annual <i>Asialaw</i> India Summit	7 September 2006	New Delhi, India
3rd Annual <i>Asialaw</i> China Summit	21 September 2006	Shanghai, China
3rd Annual <i>Asialaw</i> IP Awards	21 November 2006	Hong Kong
3rd Annual Asia-Pacific Intellectual Property Forum	22-23 November 2006	Hong Kong



For information on the above events please contact:

Darren Barton

Tel: 852 2842 6914

email: dbarton@alphk.com